

西条市インターネット公売 落札後の注意事項

落札後の権利移転に関する重要な事項です。必ずご確認ください。

項目	動産	自動車	不動産
危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。従って、その後に発生した財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は、落札者が負担します。		
担保責任	公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び西条市には担保責任は生じません。		
引渡条件等	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡または権利移転します。		
返品・交換	落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品、交換できません。		
引渡義務	西条市が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引き渡しを受ける場合、当該保管人が現実の引渡を拒否しても、西条市は現実の引渡を行う義務を負いません。		
保管費用	買受代金納付日に公売物件の引渡を受けない場合、保管費用がかかることがあります。		
落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合	・買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、公売保証金は全額返還されます。 ・落札者が買受代金納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。 ※公売保証金の返還には一定の期間が必要です。		